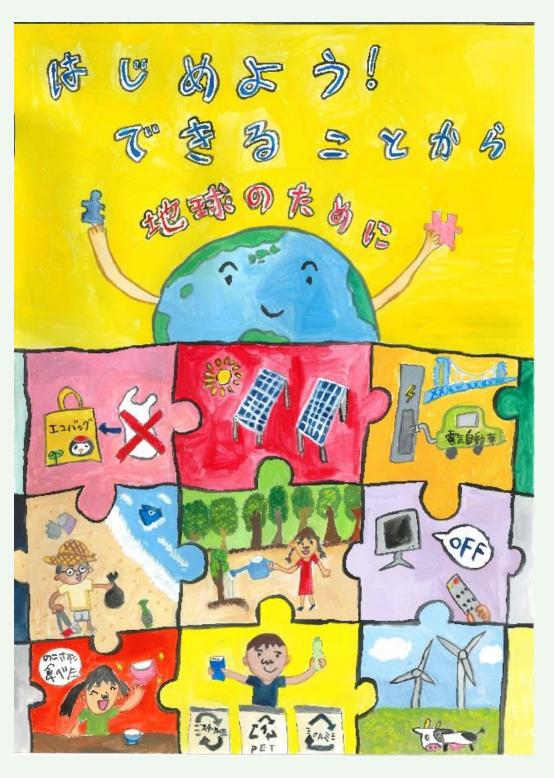
第4次 常陸太田市環境基本計画



令和6年3月常陸太田市

はじめに

常陸太田市は美しい自然と豊かな大地に恵まれたまちです。この素晴らしい環境を次世代に引き継いでいくため、平成20年度に「常陸太田市環境基本条例」を制定し、市民・市民団体・事業所・市がともに連携し協働しながら、ごみの減量化・資源化に向けた取組や環境と調和した共生社会の実現に向けて積極的に各種施策を実施してきたところです。

その後、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、地球温暖化の進行に伴う気候変動による 豪雨災害等の激甚化・頻発化や生物多様性の危機、さらにはプラスチックごみによる海洋汚 染など地球規模の環境問題に直面しております。

このような状況の中、世界では、「SDGs (持続可能な開発目標)」や「パリ協定」の採

択など、地球規模で環境問題等の課題や地球温暖化対策に取り組む動きが活発となっております。我が国においても、「SDGs実施指針」が策定されたほか、「2050年カーボンニュートラル (脱炭素社会の実現)」を宣言するとともに、令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を、平成25(2013)年度比46%削減とする目標を掲げております。こうした社会情勢を踏まえ、本市では、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、地球温暖化対策の大きな一歩を踏み出しました。

そして、このたび、本市における環境の保全及び創造に関する施策を一層推進するため、「カーボンニュートラルに向けて 自然の恵みと かがやく笑顔を未来へつなぐまち」を環境将来像とした「第4次常陸太田市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は、これまで実施してきた施策や取組の流れを受けつつ、それらをさらに発展させ、将来に向けての新たな目標や方向性を示すもので、市民・市民団体・事業者と連携を図りながら計画を推進してまいります。

最後に、策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきご尽力を賜りました常陸太田市環境審議会委員の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

常陸太田市長 宮田 達夫

◆計画の位置づけ◆

- ・常陸太田市環境基本条例第8条に基づいて、本市における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に 推進することを定めるものです。
- 各分野の個別計画や環境関連個別計画と連携しながら常陸太田市第6次総合計画を環境の保全面から具現化するものです。
- 市民・市民団体・事業者・市が一体となり環境に配慮した施策・事業を進めていくための指針となるものです。
- •「常陸太田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、本計画の地球温暖化対策分野の計画として「第3章 第3 次常陸太田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に掲載します。

◆計画の期間◆

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。なお、「第3次常陸太田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「常陸太田市地域気候変動適応計画」についても、本計画と合わせ計画期間を、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

| 年度 | 令和元 (2019)年度 | ~ | 令和5 (2023)年度 | 令和6 (2024)年度 | ~ | 令和 10 (2028)年度 |
|--------------------------------------|--|---|-----------------|---|---|-------------------|
| 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・地域気候変動適応計画 | — | | | — | | |
| | 第3次常陸太田市環境基本計画 第2次常陸太田市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) | | | 第4次常陸太田市環境基本計画 第3次常陸太田市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 常陸太田市地域気候変動適応計画 | | |

◆常陸太田市地球温暖化対策実行計画◆

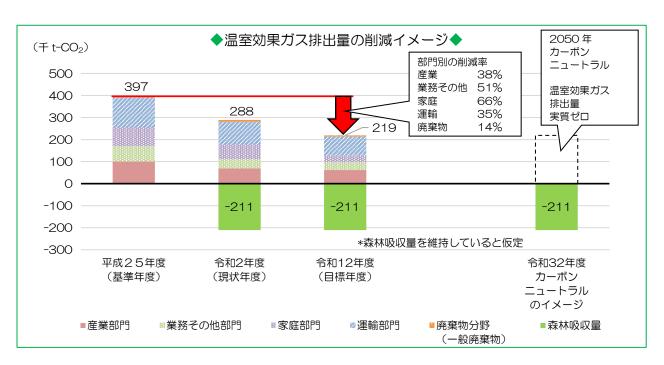
<計画の位置付け>

本実行計画は、温対法の第19条第2項に基づく計画(地方公共団体実行計画(区域施策編))で、本市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるための施策を策定するものです。

さらに、関連する計画との整合を図り、常陸太田市環境基本計画で掲げるカーボンニュートラル社会の実現を目指すための施策へ向けた実行計画として位置づけます。

<目標値>

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素排出量を、平成25(2013)年度から、国が掲げた各部門の温室効果ガス削減の中期目標である令和12(2030)年度の削減目標にあわせて削減することを目標とし、本実行計画の現状(令和元)年度の288千t-CO2から、目標年度である令和12年度に219千t-CO2まで削減することを目指します。

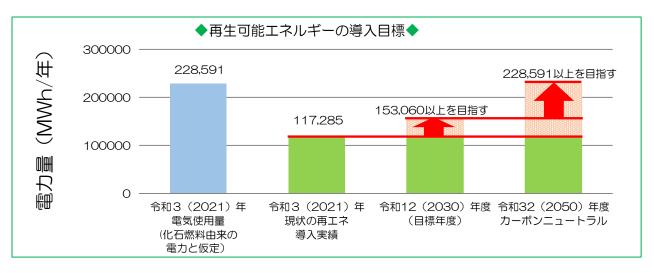


<再生可能エネルギーの導入目標>

ゼロカーボンシティの実現を図るためには、現在本市内で使用している電力を再生可能エネルギー由来の電力に置き換えていくことが重要な取り組みとなります。

現状の市域での電力使用量は228,591MWh/年で、再生可能エネルギーの導入実績は117,285MWh/年となっています。再生可能エネルギーの導入に対してのポテンシャルが、2,105,922MWh/年もあり、現状の電力使用量をはるかに上回っています。

今後、2050年カーボンニュートラルに向けて、市が主体となり、市民・市民団体・事業者からの理解・協力を得ながら、令和32(2050)年までに、市域での現状の電力使用量を上回る発電量を目指します。



カーボンニュートラルに向けて 自然の恵みと かがやく笑顔を未来へつなぐまち

「常陸太田市環境基本条例」の基本理念に基づき、目指すべき将来像を「カーボンニュートラルに向けて 自然の恵みと かがやく笑顔を未来へつなぐまち」と掲げ、この将来像の実現に向けて、5つの具体的な環境目標を設定し、取り組みを進めます。



◆環境施策の体系◆

| 環境目標 | 具体的施策 | 市の取組(抜粋) | | |
|---|-------------------------|---|--|--|
| | 地球温暖化対策(緩和策) の推進 | 〇カーボンニュートラルの推進に賛同する事業者からの寄付金を 基金とし、推進に取り組む市民、団体、企業等を表彰することに より、広く啓発を図ります。 | | |
| 環境目標1 地球環境 カーボンニュートラルを目 指すまち | 再生可能エネルギー・省エ ネルギーの推進 | ○「常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例」に基づき、再生可能エネルギー発電設備の適正かつ秩序ある設置を推進します。 | | |
| 13 March 11 Casada 7 Albandara 9 Charles 12 Sala | 脱炭素型都市基盤の整備 及び保全 | 〇公共交通利用の啓発活動等を実施し、自動運転 EV バスの利用を促進します。 | | |
| 17 emetr - | 地域循環共生の推進 | 〇市全体で一丸となって、地域循環及び自然との共生を目指しま す。 | | |
| | 気候変動適応策(適応策) の推進 | 〇常陸太田市地域気候変動適応計画を推進し、市民・市民団体・事業者・市の協働により気候変動に関する情報提供、気候変動への対策に取り組みます。 | | |
| 環境目標2 資源環境 ごみを減らし資源を有効活 用するまち | ごみの減量化・再資源化 | 〇市民・市民団体・事業者へ啓発チラシ・広報紙・ホームページでの情報提供を行い、4R活動の推進を図り、効率的な23分別収、町会等の団体が行う資源物回収活動の支援、ごみの排出量の削減とリサイクル率の向上を進めます。 | | |
| | 循環型社会の形成 | ○家庭からのごみの排出量削減とリサイクル率向上の推進や、町会等の団体が行う資源物回収活動を支援し、資源の再利用を促進します。 | | |
| 严控口插 2 | 大気環境の保全 | ○「大気汚染防止法」や「茨城県生活環境の保全等」に関する条例 に基づく工場・事業場等から排出されるばい煙や粉じんの大気汚 染対策を、県等関係機関と連携して実施します。 | | |
| 環境目標3 生活環境 健康で安心して暮らせるま | 水環境の保全 | ○ホタルが飛び交うような清らかな水辺環境を守るため河川の水 質調査等を県等関係機関と連携して実施し水質管理に努めます。 | | |
| 5 15 #5600 13 #4500 6 ***** 14 #4 #400 11 ********************************* | 土壌環境の保全 | 〇土壌汚染の現状把握や工場·事業場等における土壌の汚染防止に ついて、県等関係機関と連携して指導に努めます。 | | |
| 12 5511 17 61127 CO | 住みよい環境の保全 | ○「悪臭防止法」、「騒音規制法」、「振動規制法」に基づき、県 等関係機関と連携して指導等に努めます。 | | |
| w | 放射性物質対策 | ○国の方針に従い、「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく除 染対象区域内の除染後の放射線量を測定し、測定結果を公表しま す。 | | |
| 環境目標4 自然環境 | 生物多様性の保全 | ○生物多様性の保全や回復に努め、ネイチャーポジティブ(自然再興)を目指します。 | | |
| 森や水辺と共に快適に暮ら せるまち 15 % 14 % 6 % 17 % 17 % 18 % 17 % 18 % 17 % 18 % 18 | 自然環境の保全 | ○森林が持つ多くの働きを健全に機能させるため、適正な間伐・枝 打ち等を推進し、間伐材の再利用等、資源循環に努めます。 | | |
| | 自然とふれあう場の確保 | 〇学校における水生生物の観察による水質調査の実施等、地域や自然を活用した環境学習を推進します。 | | |
| 環境目標5 地域環境活動 環境を学び次世代へ伝える まち | 環境教育・環境学習の推進 | 〇国が推進する新しい国民運動「脱炭素につながる新しい豊かからしを創る国民運動<愛称:デコ活>」、「脱炭素につながるしい豊かな暮らしの10年後」を推進し、広報紙やホームペー等での啓発活動を行います。 | | |
| 4 MOZE 17 CONSTRUCT 12 SOUTH 8 MOZE 17 CONSTRUCT 18 MOZE 17 CONSTRUCT 18 MOZE 17 CONSTRUCT 18 MOZE 18 | 協働による環境保全活動 の推進 | ○市内一斉清掃活動に、市民と協働で取り組むことにより環境保全 活動を推進します。 | | |

| 環境目標 | 市民の取組(抜粋) | 事業者の取組(抜粋) |
|-------------------------------------|---|---|
| 環境目標1 地球環境 カーボンニュートラルを目 指すまち | ○国が推進する新しい国民運動「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動<愛称:デコ活>」を確認し、できることから脱炭素につながる取り組みをします。 | ○クールビズ、ウォームビズなど、適切な室温や 給湯温度の設定、省エネ機器の導入を推進し ます。 ○環境にやさしいエコドライブを実践します。 |
| 環境目標2 資源環境 ごみを減らし資源を有効活 用するまち | ○ごみの処理はルールに従って適正に処理します。 ○分別を徹底し4R活動に取り組みます。 ○プラスチックの資源循環に努めます。 | ○製品開発にあたり、省エネルギー型やリユース(再使用)もしくはリサイクル(再生利用)が可能なものになるように心がけます。 ○可能な限り分別し、4R活動に取り組みます。 |
| 環境目標3 生活環境 健康で安心して暮らせるま ち | ○生活排水による環境負荷の低減に努めます。 ○身近な水辺空間を大切にします。 ○日常生活において身近な自然や風景を汚さな いように努めます。 | ○事業活動で発生する排出ガスや排水は適正に処理し、粉じんの発生抑制に努めます。 ○建設発生土の適正な処理を行い、土壌汚染を防止し、地下水質の保全に努めます。 ○農業用廃プラスチックは適切に処理します。 |
| 環境目標4 自然環境 森や水辺と共に快適に暮ら せるまち | ○生物多様性の重要性を理解し、地域の自然環境について意識向上に努めます。○有害鳥獣の被害を増やさないように、エサとなるものは放置しません。○自然を楽しむ際は、マナーを守ります。 | ○開発事業を行う際には、自然環境、生き物の生息生育環境などの生態系に配慮します。 ○地域における緑化や緑の保全に関する活動に参加・協力します。 |
| 環境目標5 地域環境活動 環境を学び次世代へ伝える まち | ○行政や業界団体等が主催する研修や講習等に 積極的に参加します。 ○国が推進する新しい国民運動「脱炭素につな がる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(愛 称:デコ活)」や「脱炭素につながる新しい豊 かな暮らしの 10 年後」を確認し、できるこ とから取り組みます。 | ○従業員が環境に配慮した行動をとれるよう、 環境問題や環境保全対策等に関する環境教育 を実施します。○地域の環境保全活動の組織や拠点・ネットワークづくりに参加・協力します。○行政や業界団体等が発信する環境情報を活用し、環境への理解を深めます。 |

◆環境指標と数値目標◆

| 環境指標 | 基準年度 | 2030年度国の削減目標 (令和12年度) | 2050カーボンニュートラル (令和32年度) |
|---------------------------------|---|--------------------------|---------------------------------------|
| 市域からの 温室効果ガス排出量 [※] | 397千t-CO ₂ (平成25(2013)年度) | 219∓t-CO ₂ | 実質ゼロ (温室効果ガス排出量から 森林吸収量を差し引いた値) |
| 市域の再生可能 エネルギー導入目標** | 117,286kWh/年 (令和3(2021)年度) | 153,060kWh/年以上 | 228,591kWh/年以上 |

[※]この2つの環境指標は、国の施策に準じて、短期目標、長期目標を定めているため、以下の目標年度とは異なります。

補助対象製品導入による二酸化炭素削減量

令和3(2021)年度:5,522 t-CO₂ 令和10(2028)年度:7,053 t-CO₂



ごみの減量化(一人一日当たりの生活系ごみの排出量)



ごみの再資源化率

令和3(2021)年度:12.5% 「



令和 10(2028)年度:19.1%

◆常陸太田市地域気候変動適応計画◆

<常陸太田市地域気候変動適応計画策定の背景と目的>

国は、平成30(2018)年に気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力に推進していくべく「気候変動適応法」を成立し、同年12月1日から施行しています。

近年では、気温の上昇、大雨の増加、農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響は本市にも現れています。

今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられるため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策(緩和策)に加え、被害の回避・軽減対策(適応策)に取り組んでいく必要があります。

そこで、本市の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、"安全・安心なまちづくり"を実現することを目的とし、本計画を策定します。

<常陸太田市地域気候変動適応計画の主な対策について> (抜粋)

1.農業•林業•水産業

① 水稲

全国では、気温の上昇による品質の低下(白未熟粒の発生、一等米比率の低下等)等の影響が確認されています。県内の傾向としては一等米比率の低下(9割から7割程度に低下)がみられますが、県北地域は県南地域ほどの低下は見られていません。一部の地域や極端な高温年には収量の減少が見られたり、気温上昇により生育期間が早まったりするなど、登熟期間前後の気象条件が変化することによって影響が生じています。

気候変動や生育状況に臨機的にも対応できる水と肥料の適切な管理を推進します。適応する農業に向けた担い手への支援を推進します。





② そば (常陸秋そば)

蕎麦は、里山の小さな昆虫類が媒介して受粉する作物です。 気候変動による夏の異常気象が昆虫類の発生を左右し、収穫に 影響を及ぼす可能性があります。夏季の高温多湿の影響で蕎麦 の実に均一性がなくなっていきます。

蕎麦は豊かな自然に育まれて生産されています。気候変動による影響を受けて、里山の小さな昆虫類の個体数が減らないよう、今の環境を保全していきます。蕎麦粉の生産・品質が低下しないための適応策について国や県及び近隣の自治体と協働して進めます。





③野菜、果樹

気温の上昇は、果実の着色不良・遅延による品質の低下や出 荷時期の遅れ、貯蔵性の低下等をもたらします。

果樹は、気候への適応性が非常に低い作物です。ブドウを例にすると、ブドウ栽培とワイン醸造を一貫して行う地元業者では近年の高温の影響により着色不良が見られ、今後、赤ワインの醸造が難しくなります。

国や県をはじめとした研究機関を通じて様々な情報を収集し、必要な適応策の推進をしていきます。果樹については早い段階で関東以南の品種栽培の検討をはじめていく適応策が求められます。





4林業

植林された樹木は、約20~30年で成長した樹林が温室効果ガスを最も吸収します。本市は森林面積が広いことから、植林と伐採のバランスが保たれない地域が出ると予測されます。後継者不足や林業就業者の高齢化といった問題を抱えており、人工林が放置されて十分な手入れがなされず、斜面林や植林地の荒廃が目立つ場所もあります。

常陸太田市森林組合は、森林環境整備や保全事業などに積極的に取り組んでいます。森林所有者等が、森林の施業や保護、

路網整備等に関する5年間の森林経営計画制度などを設け、国や地方自治体から様々な支援措置を受けることにより営農者の費用負担を減らし、計画的な森林の手入れを進めています。



【出典:常陸太田市森林組合】

2.水環境・水資源

① 河川(水環境)

台風や温帯低気圧の影響が甚大化しており、大雨による河川 からの浸水被害が報告されています。

水温の上昇による DO の低下、DO の消費を伴った微生物に

よる有機物分解反応や硝化反応 の促進、植物プランクトンの増加 による異臭味の増加等が予測さ れています。

河川の水質汚濁を監視します。 (長期モニタリングを実施し変 容を監視)



令和元(2019)年台風19号による河川氾濫

② 河川(淡水生態系)

本市の一級河川は、上流域にヤマメやイワナ等が棲息する県 内有数の渓流を有していますが、近年、アユやゲンゴロウブナ に交じって琵琶湖など温かい地方から移入されたとされるカ ワムツが急増しています。カワムツは、清流に棲息する主に肉 食の淡水魚のため、在来の水生生物を捕食するなどの影響が出 ています。平均気温が現状より3℃上昇すると、冷水魚の分布 適域が現在の約7割に減少することが予 測されています。

地域の生態系を保全することを優先 し、外来種等の影響の抑止に努めます。 県内を中心とした研究機関等と連携して 把握に努めます。



カワムツ

無線などを活

用し、情報発

信力を強化し

ます。

3.自然生態系

① 野牛鳥獣の影響

全国的にはハクビシンが、家の天井裏や床下、物置などに侵 入し、排せつ物による異臭等で住民に悪影響を与えたり、果実

などの農作物への被害が出るなど の悪影響を与えています。本市で も被害が確認されています。他に も、イノシシやアライグマ、サル などが確認されています。

目撃や被害の報告を監視し、そ の生態の分析を基に対策を進めま す。耕作地にエサとなるものを置 かないなどに努めます。



ハクビシン

③ 分布・個体群の変動(在来種、外来種)

茨城県内で確認されているツマグロヒョウモンやナガサキ アゲハ等の一部の昆虫種について、気温の上昇に伴い分布を拡 大した可能性が高いとされています。

生態系への影響に対する適 応策の基本は、モニタリングに より生態系と種の変化や、気候 変動の要因を把握することで す。これらの影響の低減や生態 系ネットワークの構築により、 気候変動に対する順応性の高い 健全な生態系の保全と回復を 図ります。



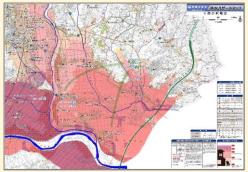
ツマグロヒョウモン

4.自然災害・沿岸域

① 洪水、内水氾濫

短時間に集中する降雨頻度や降雨強度の増加は、浸水対策の 水準が低い市街地における内水被害の頻発化する可能性があ ります。洪水氾濫を起こしうる大雨事象が、久慈川を含む本市 の河川流域においても今世紀末には有意に増加することが予 測されています。

常陸太田市地域防災計画の啓発及び推進に努めます。避難場 所及び避難所一覧、洪水・土砂災害ハザードマップの作成及び 更新を行います。 行政アプリ (じょうづるさんナビ)、 防災行政



常陸太田市洪水ハザードマップの一例と QR コード

② 土石流・地すべり

大雨の発生頻度の増加、大雨の頻発地域の拡大、大雨の広範 囲化は、山地の崩壊や土石流、地すべり等による土砂災害の発 生頻度の増加、発生規模の増大、発生形態や地域の変化等をも たらし、防災政策上、非常に重要な影響を及ぼします。近年の 大規模土砂災害をもたらした特徴のある降雨条件が、気候変動 によるものであれば、気候変動による土砂災害の形態の変化は 既に発生しており、今後、より激甚化することが予想されます。

盛土行為へ適切な対応を行います。気候変動に伴う土砂災害 の発生頻度の増加が予測さ れていることを踏まえ、人命 を守る効果の高い箇所にお ける施設整備を重点的に推 進するとともに、避難場所・ 経路や公共施設、社会経済活 動を守る施設整備の実施を 推進します。土砂災害に関す る知識を持った人材の育成 を推進します。



令和元(2019)年台風19号による土砂災害

③ 強風

気候変動が台風の最大強度の空間位置の変化や進行方向の 変化に影響を与えているとする報告がみられます。気候変動に よる竜巻の発生頻度の変化について、現時点で具体的な研究事 例は確認できていませんが、竜巻により木造建築物の被害が多 く報告されています。急速に発達する低気圧(Explosive Cyclone) は長期的に発生数が減少している一方で、1個あた りの強度が増大傾向にあることも報告されています。

常陸太田市地域防災計画の啓発及び推進に努めます。災害に 強いハウスの整備やセーフティーネット保証制度への加入を 推進します。巻等の激しい突風に対しては、防災無線や市の公 式アプリ等を通じて、市民などが身の安全を確保する行動がと れるよう啓発を行います。

5.健康

① 暑熱(死亡リスク・熱中症等)

熱中症による、救急搬送件数、医療機関受診者数、死亡者数 の全国的な増加傾向が確認されています。本市でも、熱中症に よる救急搬送件数は令和3(2021)年度からは年々増加して おり、特に軽症者の搬送件数が多く見られます。

指定暑熱避難施設の指定、暑 さを避けるために利用できる施 設や場(クーリングシェルター やクールシェアスポット)の確 保を推進します。指定暑熱避難 施設の確保に際して、太陽光等 の再生可能エネルギー等を活用 し、防災レジリエンスも踏まえ た取り組みを推進します。



本市における熱中症搬送件数

◆計画の推進体制◆

計画を効率的に推進していくために、市民・市民団体・事業者・市が連携し、協働により環境保全に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進します。

なお、環境保全等に関する広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県及び他市町村、専門の関係団体(茨城県地球温暖化防止活動推進センター、茨城県地域気候変動適応センター)と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取り組みの推進や、適応に関する情報収集、整理、分析、提供等に努めます。

市民・市民団体・事業者

市民・市民団体・事業者は、 環境の保全等に関する施策 に積極的に参加・協力し、協 働による環境づくりを推進 していきます。

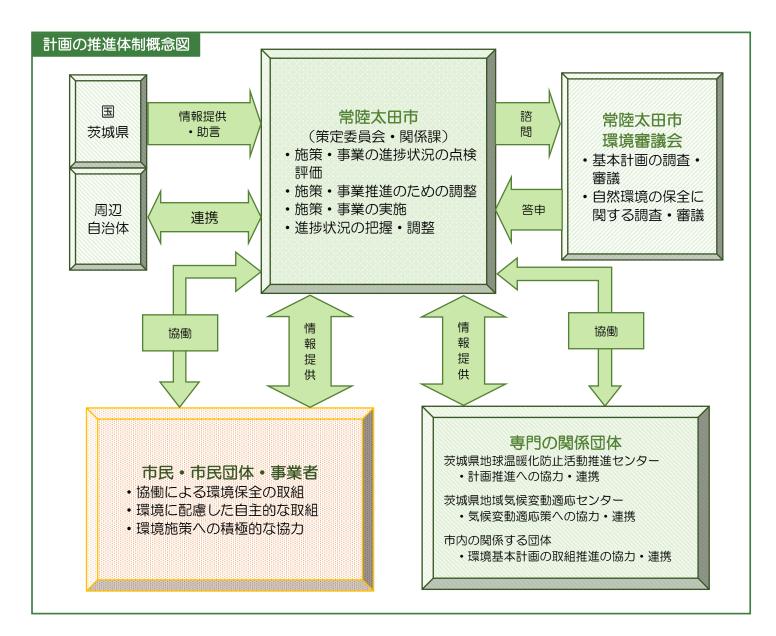
常陸太田市 環境審議会

市長の諮問に応じ、基本計画 や自然環境の保全に関する 調査・審議をするとともに課 題や取り組み方針等につい ての提言を行います。

市

(策定委員会・関係各課)

本計画で定める施策や事業を総合的かつ計画的に推進するため、関係部署で構成する環境基本計画策定委員会を設置し、施策・事業の進捗状況の点検、施策推進上の課題の検討や調整を行います。また、各施策の推進主管課は、関係機関との協議調整を踏まえながら、施策を円滑かつ効果的に推進していきます。本計画事務局は、施策の推進状況を把握検証し、必要な調整を行います。





発行 常陸太田市

編集 常陸太田市 市民生活部 環境政策課 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690 TEL 0294-72-3111(代) FAX 0294-72-3001 URL http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp